

譲渡対象者の選定基準

個人 (犬希望者向け)	<ol style="list-style-type: none"> 1 大阪府内(以下「府内」という。)在住であること。 2 20歳以上65歳以下で終生飼養できること。ただし、66歳以上の場合は、20歳以上65歳以下で、動物の飼養に責任がもてる者がいること。 3 動物を適正に飼養するための必要な費用を負担できること。 4 飼養にあたり同居者全員の同意が得られていること。 5 日常的に家人が不在とならないこと、また動物が飼養できない場所への転居の予定がないこと。 6 同居者に動物の飼養により健康を害する恐れがある者がいないこと。 7 飼養場所が集合住宅もしくは借家の場合は、動物の飼養が承認されていることを、規約等の文書で提出できること。 8 譲渡登録者(個人の欄)の遵守事項(別表3)の内容を理解し遵守できること。 9 原則として、譲渡実施者が指定する場所及び日時に譲渡対象動物との対面による確認及び引取りができること。 10 動物を適正に飼養するための知識を有していること。 11 上記のほか、センター所長が必要と認める要件を満たしていること。
個人 (猫希望者向け)	<ol style="list-style-type: none"> 1 20歳以上65歳以下で終生飼養できること。ただし、66歳以上の場合は、20歳以上65歳以下で、動物の飼養に責任がもてる者がいること。 2 動物を適正に飼養するための必要な費用を負担できること。 3 動物が飼養できない場所への転居の予定がないこと。 4 飼養にあたり同居者全員の同意が得られていること。 5 同居者に動物の飼養により健康を害する恐れがある者がいないこと。 6 飼養場所が集合住宅もしくは借家の場合は、動物の飼養が承認されていることを、規約等の文書で提出できること。 7 譲渡登録者(団体等の欄)の遵守事項の内容を理解し遵守できること。 8 原則として、譲渡実施者が指定する場所及び日時に譲渡対象動物との対面による確認及び引取りができること。 9 動物を適正に飼養するための知識を有していること。 10 上記のほか、センター所長が必要と認める要件を満たしていること。
団体等	<ol style="list-style-type: none"> 1 団体等の所在地及び動物の飼養場所は、府内に存在し、その代表者は府内に在住する成人であること。ただし、次の各号すべてに該当する場合は、その限りではない。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 団体等の活動拠点(連絡窓口・支部等)及び動物の飼養場所が府内に存在すること。 (2) その活動拠点の責任者は、府内に在住する成人であること。 (3) その活動拠点の責任者は、センター所長が当該団体等に対して実施する譲渡活動について、すべての任に当たること。 2 動物を適正に一時飼養でき、多頭飼育、鳴き声、糞尿等で苦情の原因とならないこと。 3 動物の愛護及び管理に関する法律及び環境省令で定める第二種動物取扱業の届け出等、譲渡活動に係る法令を遵守していること。 4 団体の場合は、規約、役員名簿、活動計画及び報告書、動物の飼養場所の図面、一時飼養会員名簿を提出できること。 5 個人の場合は、活動計画及び報告書、動物の飼養場所の図面を提出できること。